

平成28年度横浜市子ども・子育て会議 第3回 保育・教育部会
第30期横浜市児童福祉審議会 第13回保育部会 合同会議

日時：平成28年8月31日(水) 13:30～

場所：マツ・ムラホール

議事次第

- 1 開会
- 2 議事 <公開案件>
 - (1) 横浜市子ども・子育て支援事業計画における教育に関する「量の見込み」の中間見直しについて【子子会議】

<休憩>

- 3 議事<非公開案件>
 - (1) 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について【子子会議】
 - (2) 内装整備費補助事業に伴う新設保育所の認可及び補助金交付先法人の審査について【児福審】
 - (3) 法人の自主財源による整備に伴う新設保育所の認可について【児福審】
 - (4) 幼保連携型認定こども園の認可について【子子会議】
 - (5) 幼稚園型認定こども園の認定について【子子会議】

- 4 その他
- 5 閉会

[配付資料]

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第30期横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿
資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、第30期横浜市児童福祉審議会保育部会 事務局名簿
資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱
資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱
資料5 横浜市子ども・子育て支援事業計画における教育に関する「量の見込み」の中間見直しについて
資料6 審議案件資料 <別冊ドッジファイル>
資料7 申請書類一式 <別冊ドッジファイル>

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 30 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順（委員及び臨時委員ごと）】

＜横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会＞

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
2	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	村田 由夫	
3	東京家政大学家政学部児童学科 教授	◎増田 まゆみ	
4	聖徳大学・聖徳大学教職大学院 兼任講師	赤坂 榮	臨時委員
5	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
6	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	○神長 美津子	臨時委員
7	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	菊池 朋子	臨時委員
8	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
9	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	臨時委員
10	中小企業診断士	平松 道弘	臨時委員
11	横浜市 P T A 連絡協議会 書記	丸山 智美	臨時委員

＜第 30 期横浜市児童福祉審議会 保育部会＞

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	○神長 美津子	
2	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会	菊池 朋子	
4	よこはま一人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
5	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	長谷山 景子	
6	東京家政大学家政学部児童学科 教授	◎増田 まゆみ	
7	横浜市 P T A 連絡協議会 書記	丸山 智美	
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	村田 由夫	
8	聖徳大学・聖徳大学教職大学院 兼任講師	赤坂 榮	臨時委員
9	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
10	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
11	中小企業診断士	平松 道弘	臨時委員

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	宮本 正彦
	保育対策等担当部長	吉田 隆彦
課長	子育て支援課長	齋藤 真美奈
	保育・教育運営課長	武居 秀顕
	保育・教育運営課 運営指導等担当課長	石田 登
	保育・教育運営課 給付・支給認定担当課長	青木 正博
	保育・教育運営課 保育運営担当課長	古石 正史
	保育・教育人材課長	伊藤 ゆかり
	保育対策課長	金高 隆一
	保育対策課担当課長	岡本 今日子
	保育対策課担当課長	片山 久也
	こども施設整備課長	山本 淳一
	企画調整課長	渋谷 昭子
	企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当課長	福島 誠也
	係長	子育て支援課 幼児教育係長
保育・教育運営課 運営調整係長		鎌田 学
保育・教育運営課 運営指導係長		遠藤 和宏
保育対策課 担当係長		真舘 裕子
保育対策課 担当係長		澤田 亮仁
保育対策課 担当係長		菊池 仁
保育対策課 担当係長		中島 こずえ
こども施設整備課 担当係長		水野 文彬
こども施設整備課 整備等担当係長		畠山 久子
こども施設整備課 整備等担当係長		平山 慎一
こども施設整備課 整備等担当係長		鈴木 総一郎
こども施設整備課 整備等担当係長		永山 智文
こども施設整備課 整備等担当係長		里居 真一
こども施設整備課 整備等担当係長		三堀 浩平
企画調整課 企画調整係長		柿沼 千尋
企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当係長		渡辺 貴士
企画調整課 子ども・子育て支援新制度担当係長		原 弘岳

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企 1019 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(部会)

第 2 条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、子育て会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長又は部会長は、子育て会議又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行）

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 27 年 3 月 12 日 こ企第 1031 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 その他、保育に関する事。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1 児童福祉施設 (他の部会で所管するものを除く。) の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 10 号関係) 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。(第 8 項第 2 号関係) 3 児童の一時保護に関する事。(第 8 項第 3 号関係) 4 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 9 号関係)

	2 その他、障害児の福祉に関すること。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること（第8項第11号関係）
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等（第8項第4号及び第5号関係）

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱（昭和61年6月制定）第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年7月政令第224号）第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関すること（児童福祉法第34条の15第4項関係）
 - (7) 保育所の設置認可に関すること（児童福祉法第35条第6項関係）
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (10) 児童福祉施設（第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること（児童福祉法第8条第2項関係）
 - (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第49号）第4条第1項に規定する事項
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成12年6月制定）第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。
- 11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

(委員長又は部会長の専決事項)

第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

(会議の傍聴手続等)

第6条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱(昭和31年11月1日制定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て支援事業計画における教育に関する 「量の見込み」の中間見直しについて

1 保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」の見直しについて

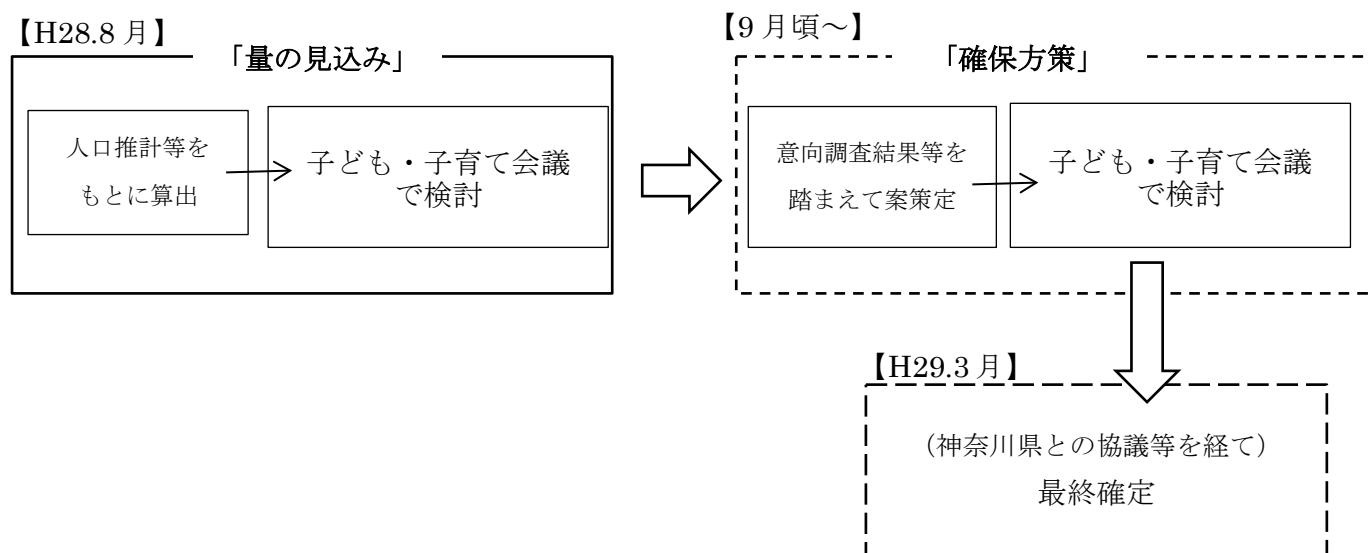
子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～31年度、以下「事業計画」）については、中間年を目安に見直すこととしています。計画のうち、保育・教育に関する「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）については、各年度の計画を年度当初（4月1日）の値で設定していることから、今年度に見直しを行います。

《参考》

各年度の計画を当該年度の末日（3月31日）の値で設定している地域子ども・子育て支援事業（13事業）については、平成29年度（来年度）が中間年に該当するため、来年度に「量の見込み」及び「確保方策」の見直しを行います。

(1) 見直しの全体の流れ

事業計画の見直しにあたっては、以下の手順で進めます。



- 保育（2・3号認定）に関する「量の見込み」についての審議：8月2日（前回）
- 教育（1号認定）に関する「量の見込み」についての審議：8月31日（本日）
- 保育・教育に関する「確保方策」についての審議：9月中旬以降（次回以降）

(2) 見直しの範囲について

今回の中間見直しでは、29年度（4月1日時点）を起点として、30年度と31年度の「量の見込み」及び「確保方策」（29年度中と30年度中に必要な整備量）を設定します。

なお、次期事業計画（計画期間：平成32～36年度）については、30年度から策定に向けた検討を行う予定です。

(3) 「量の見込み」の算出方法について

事業計画における「量の見込み」は、「就学前児童数」（推計人口）に、市民ニーズ調査結果に基づく「ニーズ割合」を乗じて、算出しています。

$$\text{「量の見込み」} = \text{「就学前児童数」} \times \text{「ニーズ割合」}$$

《参考1》横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査（市民ニーズ調査）概要

○調査実施時期

平成25年7月26日～30日 対象者あて発送
8月23日 調査回答期限

○抽出世帯数

- ・未就学児調査：65,590世帯
- ・小学生調査：66,190世帯 【合計】131,780世帯

○調査回収状況

- ・未就学児調査：回収数31,374世帯（回収率47.8%）
- ・小学生調査：回収数28,718世帯（回収率43.4%）
- 【合計】回収数60,092世帯（回収率45.6%）

《参考2》子ども・子育て支援新制度における認定区分

	年齢	認定区分	保育の必要性
保育	0－2歳	3号認定	あり
	3－5歳	2号認定	
教育		1号認定	なし

2 就学前児童数について

当初計画における就学前児童数については、平成 22 年度の国勢調査結果に基づいて本市が平成 24 年度に算出した人口推計（以下、「元推計」）を、独自に補正（※）したものを使用しています。

※補正内容：計画策定当時の直近 3 年間（平成 24～26 年）の就学前児童数実数と元推計の差異平均（0～5 歳全体で実数の方が 2,712 人多い）を各年度の元推計に加算

（1）実態

当初計画における就学前児童の推計人口と実態との乖離（推計人口<実態）が、27 年 4 月で 1,610 人、28 年 4 月で 2,926 人となっています。

そのため、あらためて人口を推計したうえで、中間見直しに反映することとします。

<就学前児童数の当初計画及び実績（全市）>

単位：人

	27 年度	28 年度
当初計画	185,985	182,638
実績	187,595	185,564
差	1,610	2,926

なお、当初計画における推計人口と実態との乖離は、0 歳児人口が当初計画よりも増加（27 年度で 1,617 人、28 年度で 1,705 人）している影響が大きく、その主な要因としては、合計特殊出生率が上昇していること（※）、女性の人口（15～49 歳）が元推計よりも多いこと（27 年度で約 10,000 人、28 年度で約 7,000 人）などが考えられます。

※元推計では、25 年をピークに合計特殊出生率が下降する（25 年：1.302→26 年：1.299）と仮定していましたが、実際には逆に上昇（25 年：1.31→26 年：1.34）しています。

(2) 新たな人口推計結果

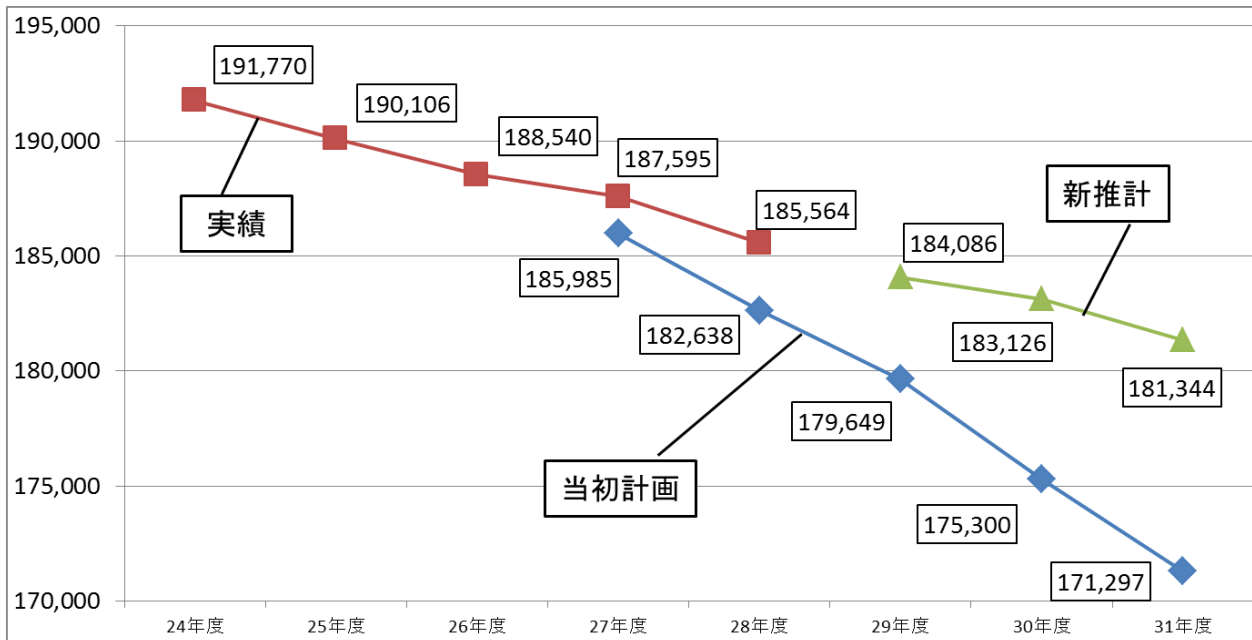
過去の実績を踏まえた合計特殊出生率や親世代の人口動態、子どもの生存率、社会移動率等をもとに、あらためて推計した就学前児童数（全市）は、以下のとおりです。

就学前児童数が減少する傾向は変わらないものの、減少の程度が当初計画よりも緩やかになり、計画の最終年度（31年度）には、当初計画比で約10,000人増（うち3－5歳の児童は2,152人増）となる見込みです。

<就学前児童の推計人口（全市）> 単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
当初計画	185,985 (95,276)	182,638 (94,165)	179,649 (93,302)	175,300 (90,986)	171,297 (88,775)
実績	187,595 (94,788)	185,564 (94,007)	—	—	—
新推計	—	—	184,086 (92,375)	183,126 (92,065)	181,344 (90,927)

() 内は3－5歳の児童数



3 教育（1号）に関するニーズ割合について

中間見直しにおける3－5歳の教育（1号）に関するニーズ割合（31年度）については、当初計画と同様、「3歳児以上のすべての子どもに教育・保育を保障する」という子ども・子育て支援新制度の理念や、教育施設を利用するには特別な要件を必要としないことを踏まえて設定することとします。

そのため、教育に関するニーズ割合（31年度）は保育に関する3－5歳のニーズ割合（45.2%）を除くすべての割合（54.8%）を見込むこととします。

<教育に関するニーズ割合（31年度・全市・3－5歳）>

	教育	【参考】保育
当初計画	55.0%	45.0%
見直し	54.8%	45.2%

【参考】幼稚園等利用者数等の推移（全市）

単位：人

	26年度		27年度		28年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
幼稚園等総利用者数（A）※	56,722	59.3%	54,875	57.9%	53,103	56.5%
預かり保育利用者（2号相当）（B）	3,398	—	4,058	—	4,575	—
教育（1号）利用者数（A－B）	53,324	55.7%	50,817	53.6%	48,528	51.6%
（参考）当初計画における 教育（1号）に関する「量の見込み」	—	—	52,813	—	51,813	—
3－5歳の児童数	95,717	—	94,788	—	94,007	—

※利用者数は、各園の在園児数を基にしたデータであり、本市所在の園に通う他市町村の児童を含み、他市町村所在の園に通う本市児童を含みません。

4 中間見直しにおける教育（1号）に関する「量の見込み」について（案）

（1）31年度の「量の見込み」（到達点）について

「あらためて推計した31年度の3－5歳の児童数」（90,927人）に「ニーズ割合」を乗じて算出した結果（49,834人）を31年度の「量の見込み」（到達点）とします。

（2）29年度の設定値（起点）について

中間見直しの起点である29年度の値については、「3歳以上のすべての子どもに教育・保育を保障する」という新制度の理念や、教育施設を利用するには特別な要件を必要としないことを踏まえて、29年度の保育に関する3－5歳の「量の見込み」（40,206人）を除くすべての3－5歳の児童数（52,169人）とします。

（3）30年度の「量の見込み」について

29年度の設定値と同様の考え方で、30年度の保育に関する3－5歳の「量の見込み」（40,654人）を除くすべての3－5歳の児童数（51,411人）とします。

<中間見直しにおける教育に関する「量の見込み」（全市・3－5歳）〔暫定値〕>

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
当初計画	52,813	51,813	50,802	49,802	48,797
見直し	—	—	52,169	51,411	49,834

各年度4月1日現在